

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】平成17年9月2日(2005.9.2)

【公開番号】特開2004-262255(P2004-262255A)

【公開日】平成16年9月24日(2004.9.24)

【年通号数】公開・登録公報2004-037

【出願番号】特願2003-8515(P2003-8515)

【国際特許分類第7版】

B 6 3 C 3/12

B 6 0 P 3/10

【F I】

B 6 3 C 3/12

B 6 0 P 3/10

【手続補正書】

【提出日】平成17年3月2日(2005.3.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

船体を着脱可能に受け入れる本体部と、この本体部の左右下部の前後に設けられる車輪部と、この車輪部を駆動するために本体部の左右上部に設けられる動力部と、この動力部と前記前後に設けられる車輪部をクランクを介して三角形状に連結する動力伝達部と、前記車輪部の駆動を制御する制御部と、前記本体部に設置される浮体部とを有することを特徴とする自走船台。

【請求項2】

船体を着脱可能に受け入れる本体部と、この本体部の下方の前後に設けられる車輪部と、この車輪部の上方に配置され前記車輪部を駆動する動力部と、この動力部と前記前後に設けられる車輪部をクランクを介して三角形状に連結する動力伝達部と、前記車輪部の駆動を制御する制御部と、前記本体部に設置され前記車輪部よりも上方に配置され前記動力部よりも下方に配置される浮体部とを有することを特徴とする自走船台。

【請求項3】

前記本体部は、係留手段を具備することを特徴とする請求項1又は2に記載の自走船台。

【請求項4】

前記本体部は、浮標を具備することを特徴とする請求項1乃至請求項3のいずれか1に記載の自走船台。

【請求項5】

前記浮体部は、前記車輪部と前記動力部との間を移動可能に設置されることを特徴とする請求項1乃至請求項4のいずれか1に記載の自走船台。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

【課題を解決するための手段】

上記目的を達成するため、請求項1記載の発明である自走船台は、船体を着脱可能に受け入れる本体部と、この本体部の左右下部の前後に設けられる車輪部と、この車輪部を駆動するために本体部の左右上部に設けられる動力部と、この動力部と前後に設けられる車輪部をクランクを介して三角形状に連結する動力伝達部と、車輪部の駆動を制御する制御部と、本体部に設置される浮体部とを有するものである。

上記構成の自走船台は、船体を着脱可能に載置した状態で、陸上においては、車輪部、動力部、動力伝達部及び制御部によって制御可能に自走し、海上においては、浮体部によって浮くという作用を有する。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

また、請求項2に記載の発明である自走船台は、船体を着脱可能に受け入れる本体部と、この本体部の下方の前後に設けられる車輪部と、この車輪部の上方に配置され車輪部を駆動する動力部と、この動力部と前後に設けられる車輪部をクランクを介して三角形状に連結する動力伝達部と、車輪部の駆動を制御する制御部と、本体部に設置され車輪部よりも上方に配置され動力部よりも下方に配置される浮体部とを有するものである。

上記構成の自走船台においては、請求項1に記載の発明の作用に加えて、海上においては、浮体部が動力部よりも下方に配置されているので、動力部が浸水しないという作用を有する。